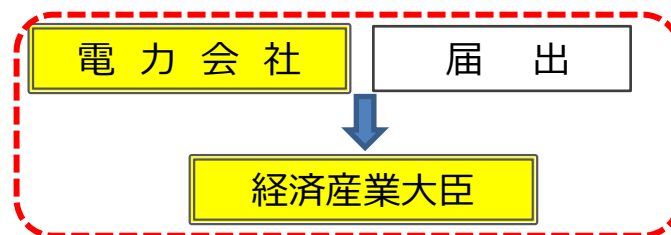


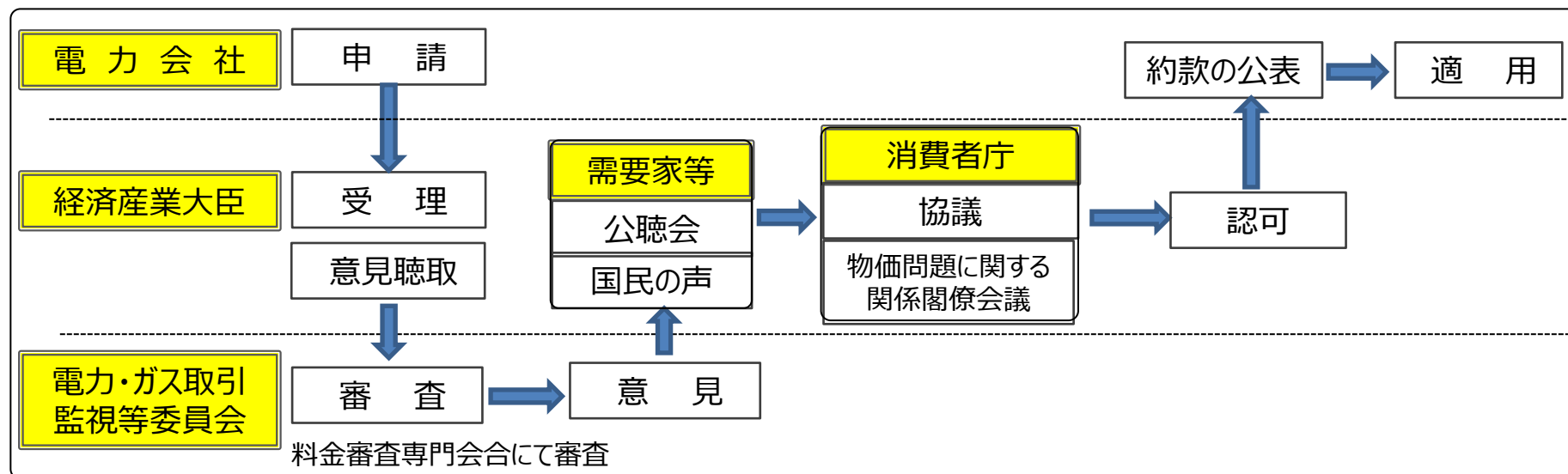
# 値下げ届出制度

- 従来、小売規制料金については、「能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたもの」であるかを確認するため、値上げ・値下げの如何を問わず、経済産業大臣の認可を受けることとされていた。
- しかしながら、電気事業制度改革を進める中で、料金算定ルールの透明性を確保した上で行政の関与を少なくし、電力会社の自主的な経営効率化の効果を需要家に機動的に還元する観点から、2000年に料金値下げ時の届出制が導入された。

## <小売規制料金の値下げ届出プロセス>



## <参考：小売規制料金の認可プロセス>



# 託送料金認可手続

- 一般送配電事業者から託送料金の認可申請があった場合、経済産業大臣は、電力・ガス取引監視等委員会の意見を聴いた上で、認可を行うこととされている。

## 託送料金認可プロセス

